

外食産業の皆さんへ

# 宣伝や広告の表示 大丈夫ですか!?

消費税の転嫁を阻害する表示はいけません!!

消費税をサービス  
するような表示

～クーポン券～  
消費税分を値引き  
○月○日まで



業者自ら消費税を  
負担している  
ような表示



消費税は  
サービス  
しますよ～



消費税は  
いただきません!

詳しくは、裏面へ

消費税は、「最終的には消費者が負担し、事業者が納付する税金」です。  
「消費税転嫁対策特別措置法」では、消費者に消費税の負担について誤認されないようにするため、「消費税は転嫁しません」等の宣伝や広告が禁止されています。



## ◆ 禁止される表示の具体例 ◆

### 1.消費税を転嫁していないような表示

- ①「消費税は転嫁しません」
- ②「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています」
- ③「消費税はいただきません」
- ④「消費税は当店が負担しています」
- ⑤「消費税はサービス」
- ⑥「消費税還元」、「消費税還元セール」



### 2.消費税を“おまけ”するような表示

- ①「消費税率上昇分値引きします」
- ②「消費税8%分還元セール」
- ③「増税分は勉強させていただきます」
- ④「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします」



## ◆ 禁止されない表示の具体例 ◆

### 3.消費税の見返りを提供するような表示

- ①「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」
- ②「消費税相当分の商品券を提供します」
- ③「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します」
- ④「消費税増税分を後でキャッシュバックします」



### 消費税と関連しないような表示

- ①消費税と関連がはっきりしないもの  
「新生活応援セール」
- ②たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけのもの  
「3%値下げ」、「3%還元」、「3%ポイント還元」
- ③たまたま消費税率と一致するだけのもの  
「8%値下げ」、「8%還元セール」、「8%ポイント進呈」

#### (表示物などの例)

- ①商品、容器・包装による広告等
- ②見本、チラシ、パンフレット、説明書面、ダイレクトメール、ファクシミリ等
- ③口頭、電話による広告等
- ④ポスター、看板、プラカード、建物、電車、自動車等に記載されたもの
- ⑤ネオン・サイン、アドバリーン、陳列物、実演による広告等
- ⑥新聞紙、雑誌、出版物、放送、映写等による広告
- ⑦インターネット、パソコン通信等による広告等

☆ 詳細は、消費者庁ホームページ(<http://www.caa.go.jp>)にて、ガイドライン「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」(平成25年9月10日)を掲載していますので、ご覧下さい。

○消費税転嫁対策特別措置法は転嫁阻害表示のほか、消費税の転嫁を阻害する取引価格の「減額」や「買いたたき」といった行為についても禁止していますので、詳しくは、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp>)をご覧下さい。